漁港漁場整備法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第百三号

漁港漁場整備法施行令の一部を改正する政令

内閣は、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

漁港漁場整備法施行令（昭和二十五年政令第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表中「（用水の供給又は排水の用に供する部分に限る。）」を削る。

附　則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

農林水産大臣　金子原二郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第百四号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第二十九条第二項及び第三十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「令和二年四月」を「令和四年四月」に、「十四万二千百七十円」を「十四万千九百円」に、「五万二千五百円」を「五万二千四百円」に、「四万八千九百三十円」を「四万八千八百四十円」に、「三万四千九百七十円」を「三万四千九百円」に、「一万七千五百四十円」を「一万七千五百円」に改める。

第十八条第二項各号中「二万二千三百二十円」を「二万二千二百八十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和四年三月以前の月分の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（次項において「法」という。）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

3　改正後の第十八条の規定は、令和四年四月以後に受ける介護に係る法による介護手当の額について適用し、同年三月以前に受けた介護に係る法による介護手当の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　後藤　茂之
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第百五号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第五条第一項及び第十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号中「三万七千円」を「三万六千九百円」に改め、同項第二号中「三万五千円」を「三万四千九百円」に改め、同項第三号中「三万七千円」を「三万六千九百円」に改め、同項第四号中「三万五千円」を「三万四千九百円」に改める。

第十二条第二項第一号イ中「百二十三万円」を「百二十二万七千六百円」に改め、同号ロ中「九十八万四千円」を「九十八万二千八百円」に改め、同項第二号イ中「百五十八万千六百円」を「百五十七万九千二百円」に改め、同号ロ中「百二十六万六千円」を「百二十六万三千六百円」に改める。

第十三条第二項第一号イ中「三百九十三万二千四百円」を「三百九十二万六千四百円」に改め、同号ロ中「三百十四万六千六百円」を「三百十四万千六百円」に改め、同項第二号イ中「五百五万六千八百円」を「五百四万八千四百円」に改め、同号ロ中「四百四万五千二百円」を「四百三万九千二百円」に改め、同号ハ中「三百三万四千八百円」を「三百二万八千八百円」に改める。

第十七条第四項第一号イ中「三千四百四十万円」を「三千四百三十万円」に改める。

第二十一条第二項第一号中「二百八十万九千二百円」を「二百八十万四千四百円」に改め、同項第二号中「二百二十四万七千六百円」を「二百二十四万四千円」に改める。

第二十四条第五項中「二百四十五万七千六百円」を「二百四十五万二千八百円」に改める。

第二十六条第三項第一号中「七百三十七万二千八百円」を「七百三十五万八千四百円」に改める。

附則第三項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間、第一条の三第一項の表ヒトパピローマウイルス感染症の項中「十二歳となる日の属する年度の初日から十六歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子」とあるのは、「一　十二歳となる日の属する年度の初日から十六歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子　二　平成九年四月二日から平成二十年四月一日までの間に生まれた女子（前号に掲げる女子を除く。）」とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　改正後の第十一条の規定は、令和四年四月以後の月分の予防接種法（以下「法」という。）による医療手当の額について適用し、同年三月以前の月分の法による医療手当の額については、なお従前の例による。